

令和元年度 赤い羽根共同募金 募金総額 63,974,407 円

(金沢市共同募金委員会取り扱い)

1 金沢市内の地域福祉事業費 49,715,595 円 (77.7%)

①地域福祉推進事業 (38,087,300 円)

地域ごとに行われる高齢者への見守り・訪問活動、ひとり暮らし高齢者交流会、三世代交流、地域サロン、子育てサロン、障害者の集い(研修会)、地区社協広報誌の発行など

②歳末たすけあい事業 (11,628,295 円)

歳末時期に各地域で重点的に行う友愛訪問、クリスマス会、もちつき大会、歳末見舞金品の贈呈など

2 災害準備金積立金 2,469,000 円 (3.9%)

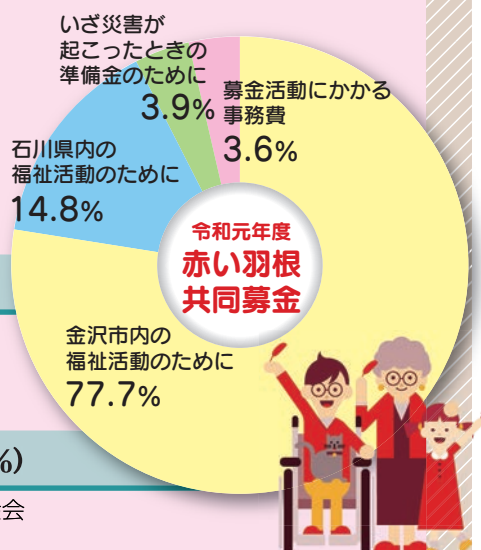
災害ボランティアセンターなどの拠点の整備や災害ボランティア活動、被災施設の修理等の災害時の資金需要に備えるため、平時から共同募金の一定額を積立

3 広域福祉事業費・運動経費 9,483,000 円 (14.8%)

県内の民間福祉団体の事業、民間福祉施設の整備事業、災害準備金、県共同募金会の運動経費、中央共同募金会分担金など

4 募金運動にかかる広報・事務費(金沢市内分) 2,306,812 円 (3.6%)

※金沢市には、54 の地区分会・共同募金委員会(おおむね小学校区ごとに 1 地区)が組織され、共同募金運動を行っています。集まった募金のほとんどが、各地区の福祉活動に活用されています。



赤い羽根共同募金にご協力をお願いします

赤い羽根共同募金運動は、だれでも身近に手軽に「じぶんの町づくり」に参加できる機会です。より多くの方々が参加できるように様々な方法があります。お父さんは職場で、お母さんは家庭で、お子さんは学校で、お年寄りや老人クラブ等を通じていろいろな機会を通じて募金の協力を呼び掛けていますので、個人が何回も寄附を求められることが多々あります。どこかで協力いただければ幸いです。積極的に運動へのご参加をお願いします。

赤い羽根共同募金 街頭募金ボランティア募集

下記の日程に金沢市内の駅前や商業施設等で街頭募金活動を行っていただけるボランティアを募集します。法人や団体での参加も大歓迎です。①～④の中から都合の良い日時を選択し、活動希望日の前々日までにご連絡ください。

①	②	③	④
10月25日(日) 11時～12時	11月29日(日) 11時～12時	12月13日(日) 11時～12時	12月28日(月) 15時～16時

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で実施します。



連絡先 金沢市共同募金委員会 TEL 076-231-3725 メール knz-vc@kana-skakyo.jp

金沢市 社協情報

はじめてみませんか?
ボランティア

No.180
2020.9.30



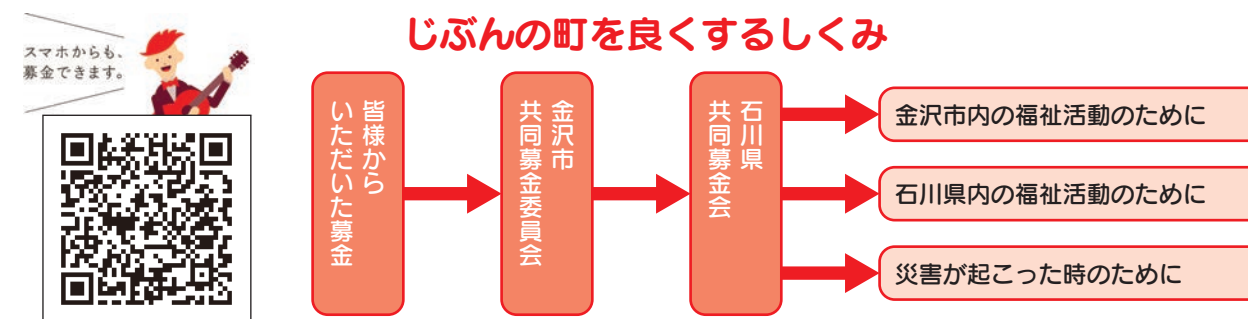
赤い羽根共同募金



運動期間 10月1日(木)～12月31日(木)

赤い羽根共同募金は、民間の社会福祉事業を支援するための募金として、今年も10月1日(木)から全国一斉に展開されます。

お寄せいただいた募金は、「どこかの誰か」のためではなく、「じぶんの町を良くする」ために活用されます。



今号の内容

● 赤い羽根共同募金運動開始のお知らせ …… 1、4 ページ ● ご存知ですか? 成年後見制度 …… 2、3 ページ



ご存知
ですか？

成年後見制度

成年後見制度とは… 成年後見制度は、認知症や知的・精神障害のある方で判断能力が不十分な方を保護・支援するため、財産管理と福祉サービスや医療の契約等を本人に代わって行ったり、本人に不利益な契約を取り消したりする制度です。

ほう てい こう けん せい ど
法定後見制度

と

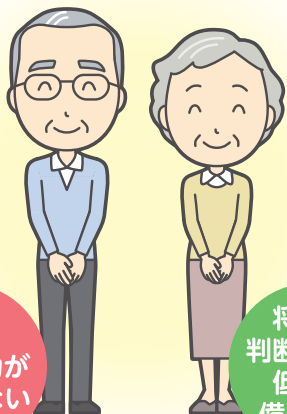
にん い こう けん せい ど
任意後見制度

の2つの制度があります。

法定後見制度

- 本人が、認知症、知的障害、又は精神障害などの状態にあり、判断能力が不十分である場合、**配偶者**や**四親等内の親族**などから**家庭裁判所**に申立てをして**成年後見人**等を選んでもらいます。
- 選ばれた成年後見人等が、財産管理や福祉サービスの利用などについて、本人に代わって契約をしたり、本人が行う法律行為に同意を与えたり、取り消したりします。

対象者(本人)



現在、
判断能力が
十分でない
法定後見制度
を利用

将来の
判断能力の
低下に
備えたい
任意後見制度
を利用

(判断能力低下)

任意後見制度

- 将来の判断能力の低下に備えて、あらかじめ後見人となる人及び財産管理等の事務について決めて、その契約を公正証書^{※1}で結びます。
- 本人の判断能力が低下した後、**家庭裁判所**に申立てをし、選ばれた**任意後見監督人**の監督のもとで、契約で決めた事務について、**任意後見人**が代わって行います。

成年後見人等が、財産管理や福祉サービスの利用契約などを行う

成年後見制度の区分

区 分	法定後見制度(本人の判断能力の程度に応じて区分されています。)			任意後見制度
	後 見	保 佐	補 助	
対象者 (本人)	判断能力が欠けている人 日常的に必要な買い物も自分ではできず誰かに代わってやってもらう必要がある程度の人	判断能力が著しく不十分な人 日常的に必要な買い物程度はできるが、不動産の売買や金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分ではできないという程度の人	判断能力が不十分な人 重要な財産行為は、できるかどうか危惧があるので、誰かに代わってやってもらった方がよい程度の人	将来の判断能力の低下に備えたい人
家庭裁判所へ 申立てができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、市長 ^{※2} など			本人、配偶者、 四親等内の親族、 任意後見受任者
本人を援助する人	せいねんこうけん にん 成年後見人	ほ ざ にん 保佐人	ほ じょ にん 補助人	にん い こう けん にん 任意後見人
援助する事務	代理権 ^{※3} 、同意権 ^{※4} ・取消権 の範囲は、それぞれの区分ごとに異なります。			契約で定めた 事務についての代理

※1 公正証書は、国から任命された法律の専門家の公証人が作成する公文書です。

※2 市長が申立てできるのは、対象者(本人)が、認知症の高齢者、知的障害のある方、又は、精神障害のある方で、四親等内の親族がいないなどの理由により、申立てする人がいない場合です。

※3 本人に代わって財産管理や契約などの法律行為を行うことができる権限です。

※4 本人が契約などの法律行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意(了承)する権限です。

※5 申立てから法定後見の開始まで、多くの場合 1～2 ヶ月ぐらいとなっています。

成年後見制度の手続きについて

法定後見

判断能力が十分でない方が、財産の管理や、福祉サービスなどを受ける契約をする必要がある

後見・保佐・補助の開始の申立て

後見等の開始の決定や
成年後見人等が選ばれます

家庭裁判所が監督
(必要に応じて、
成年後見監督人等が選ばれます)

家庭裁判所による後見等監督 ・成年後見人等の財産管理事務等に問題がないかどうか定期的な監督を受けます。
・本人の判断能力の回復又は死亡まで続きます。

任意後見

判断能力が十分でなくなったときに備えて、財産管理や、福祉サービスなどの契約を代わって行ってもらう人とその内容を決めておきたい

任意後見の契約を公正証書^{※1}で結ぶ

本人の判断能力が十分でなくなった

任意後見監督人選任の申立て

任意後見監督人が選ばれます

任意後見監督人が監督
監督
家庭裁判所

家庭裁判所

後見開始

※5

成年後見制度に関するお問い合わせ先

法定後見制度を利用するための申立手続きや必要書類、費用について		
金沢家庭裁判所(後見係直通)	金沢市丸の内7-1	☎076-221-3225
任意後見制度について		
金沢公証人合同役場	金沢市武蔵町6-1 レジデンス第2武蔵 1階	☎076-263-4355
後見人などを紹介してほしい		
金沢弁護士会 高齢者・障がい者支援センター	金沢市丸の内7番36号	☎076-221-0242
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート石川県支部	金沢市新神田4丁目10番18号 石川県司法書士会館内	☎076-291-7070
一般社団法人 石川県社会福祉士会 成年後見センター ばあとなあ石川	金沢市本多町3丁目1番10号 石川県社会福祉会館 2階	☎090-4329-2255 (平日10時～16時)
北陸税理士会金沢支部	金沢市北安江3丁目4番6号	☎076-223-1841
一般社団法人 コスモス成年後見 サポートセンター石川県支部	金沢市鞍月2丁目2番地 石川県繊維会館3階	☎076-204-9433
一般社団法人 社労士成年後見センター石川	金沢市玉鉾2丁目502番地 エーブル金沢ビル2階(石川県社会保険労務士会内)	☎076-292-2066
身寄りがいない等の理由により申し立てる人がいない場合(市長による法定後見の申立て)		
金沢市役所	金沢市広坂1-1-1	地域長寿課 ☎076-220-2288 障害福祉課 ☎076-220-2289
成年後見制度に関するお問い合わせ		
金沢市社会福祉協議会・金沢権利擁護センター	金沢市高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館2階	☎076-231-3521